

小浜市協働のまちづくり基本指針

～地域力を結集した協働のまちづくりを進めるために～



第5次小浜市総合計画

『「夢、無限大」感動おばま』 ～自然と文化が織りなす 地域力結集プラン～

小浜市総合計画では、めざす将来像を『「夢、無限大」感動おばま』と位置付けています。市では、市民・団体・事業者・行政それぞれが自ら「感じ」、自ら「動く」ことにより「地域力」を高め、「結集」することで、協働のまちづくりを進めていきます。

福井県小浜市

小浜市協働のまちづくり基本指針

目次

はじめに

第1章「協働」とは

1 協働とは	1
2 協働が求められる背景と必要性	2
3 協働で期待される効果（メリット）	4

第2章「協働」の歩みと課題

1 協働のまちづくりの歩み	5
2 協働のまちづくり推進に向けての課題	7

第3章「協働」の基本的な考え方

1 協働の原則（ルール）	9
2 協働の範囲	10
3 協働の形態	11
4 協働の担い手（パートナー）	13
5 協働事業の進め方（プロセス）	18

第4章「協働」を推進するために

1 協働の推進方策	19
2 協働推進のイメージ図	25

●基本指針資料編	26
----------	----

はじめに

本市では、第5次総合計画で、めざす将来像を『「夢、無限大」感動おばま』とし、市民・団体・事業者・行政による「協働」のまちづくりにより、地域に住む子どもから高齢者まで、すべての人が限りなく大きな夢を描き、実現できるまちをめざしています。

本市においては、平成13年度から各地区で取り組まれてきた「いきいきまちづくりプラン推進事業」等で醸成された「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運や理念が定着しています。

今後、「協働」のまちづくりをよりいっそう進めていくためには、市民の皆さまが、自ら感じ、自ら動くことにより「地域力」を高め、さらに「結集」することが重要であると考えています。

一方、少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化および産業・雇用環境などの社会環境の変化で、自治体経営は年々厳しさを増すとともに、行政への市民ニーズが多様化・高度化しています。

これからのまちづくりは、行政だけでは限界があり、市民・団体・事業者・行政が「協働」の観点に立って、それぞれの特性を活かして個性溢れる魅力あるまちづくりを実現することが求められています。

このたび、本市では、「協働」のまちづくりを着実かつ効率的に進めるため、「協働」の意義や必要性、あり方、進め方を内容とした「協働のまちづくり基本指針」を策定しました。

この基本指針は、「協働」のまちづくりを進めていくための基本的な考え方や方向性を明らかにしており、本市が進めるまちづくりの「道標」になるものです。

今後とも、市民・団体・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、お互いが対等な立場で理解し、認め合い、あらゆる情報を共有しながら、いっしょになって汗をかき、力を合わせ取り組んでいく、「オール小浜体制」による「協働」のまちづくりを推進してまいりたいと考えていますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、基本指針の策定において、「小浜市協働のまちづくり市民会議」で議論を重ねていただきました委員の皆さまには、多大なご協力を賜りましたことに改めて心から深く感謝申し上げます。

平成24年3月

小浜市長 松崎 晃治

1 協働とは

「協働」とは、将来の夢に向かって、わたしたちの小浜をよくするため、市民・団体・事業者・行政が対等な立場で、互いに知恵や力を出し、責任を共有しながら、協力して活動することです。

(1) 協働は有効な手段

協働は、実施すること自体が目的ではなく、目的を達成するための取組手段のひとつです。

(2) 「まちづくり」を市民一丸で

これからは、行政だけでなく、市民・団体・事業者が一丸となって、地域の課題解決に取り組み、夢を実現していくことが、まちづくりに欠かせないものになっています。



ポイント

3つの「きょうどう」（共同・協同・協働）とは…

「きょうどう」は、「共同」、「協同」、「協働」などさまざまな言葉があり、その用い方は、一般的に次のとおりです。

- ①共同 … 同じ仕事をする人が、仕事や行事をいっしょに行うこと。
(例：テレビ番組の共同制作)
- ②協同 … 同じ目標に向かっている個人や団体が力を合わせて、協力、連携して物事や仕事をともにすること。
(例：商工会議所、農業協同組合など)
- ③協働 … 違う立場や違う活動を行っている個人や団体が、同じ目的に向かって仕事や事業を行うこと。

	立場	活動	目的
共同	同	同	同
協同	異	同	同
協働	異	異	同

2 協働が求められる背景と必要性

(1) これまでのまちづくり

これまでのまちづくりは、国全体の均衡ある発展をめざして、主に行政主導により進められました。行政主導によるまちづくりは、全体的な発展は望めるものの、全国に「画一的なまち」を生み出し、そのまちが本来持っている個性や魅力が見えにくくなっています。

(2) 社会環境の変化と市民ニーズの多様化・高度化

少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化および産業・雇用環境などの社会環境が激変する中で、自治体経営が厳しい状況に追い込まれるとともに、行政への市民のニーズが多様化・高度化しています。これは、私たちの生活や価値観が急速に変化してきたことによるものです。

(3) 求められる協働のまちづくり

行政だけのまちづくりには限界があり、また、市民のまちづくりに対する関心も年々高まっているため、今後は、市民・団体・事業者・行政が協働の観点に立って、それぞれの特性を活かした個性溢れる魅力あるまちづくりを実現することが求められています。

とりわけ、本市においては、脈々と受け継がれた自然・歴史・文化などの地域資源を活用し、協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

(4) 「オール小浜体制」で

地域の課題を解決していくには、市民・団体・事業者・行政の「オール小浜体制」で、知恵や力を出し合い、協働による新しい公共サービスや自治のあり方を考えながら、それぞれが持つ地域力を高めていくことが必要です。

(5) 地域コミュニティの活性化を

地域コミュニティが希薄化している中で、わたしたちは協働を通して生活に最も密接な地域コミュニティをもう一度見つめ直すとともに、失われつつある地域のあたたかいつながりを復活させることが必要になっています。

本市においては、地域のあたたかいつながりが数多く残っていますが、今後も、このような風土を大切に、さらに活性化していく必要があります。

(6) 市民活動のステップアップを

本市では、市民や市民活動団体、地縁団体等がさまざまな活動を行っています。

今後、市民全体の意識を上げていくために、協働のまちづくりを通して、それぞれが行っている活動を連携させながら、さらに飛躍することが求められています。



ポイント

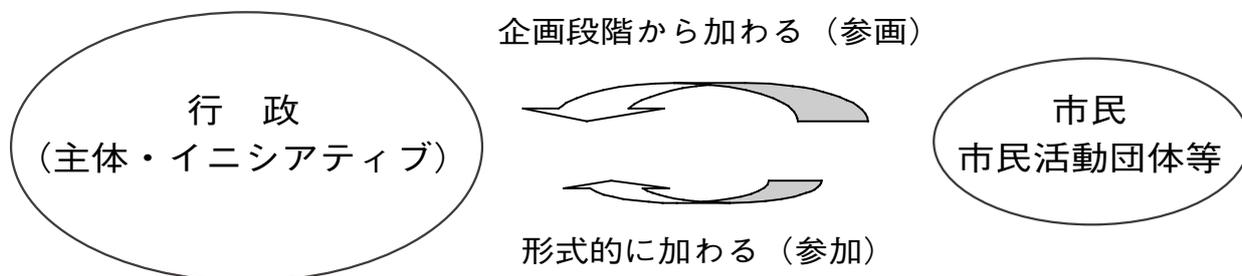
「参加」「参画」「協働」の違いは

「参加」 … 行政が実施する行事や取組みに加わること。

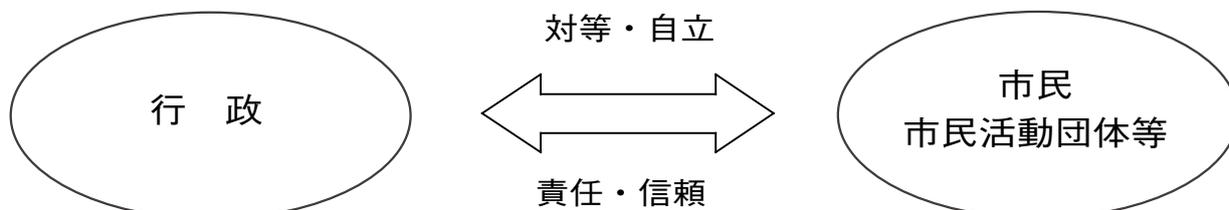
「参画」 … 事業や計画の企画段階から加わること。

「協働」 … 市民と行政の両方が主体となり、お互いが対等で、自立した関係であること。お互いの立場や特性の違いを理解していく中で、責任や信頼関係が生まれます。

【参加・参画】



【協働】



3 協働で期待される効果（メリット）

市民・団体・事業者・行政が、協働のあり方や必要性などを認識し、実践することにより、協働のまちづくりが進められ、以下のような効果が期待できます。

（1）市民活動団体等にとっての効果

- 社会参加の促進や市民活動団体等の活性化などの効果のほか、それぞれが持つ情報や知識、専門性を役立てることにより、人材の育成や団体のレベルアップなども図ることができます。
- まちづくりに対する責任感と充実感を持つことができます。

（2）行政にとっての効果

- 新たな市民ニーズを的確にとらえ、地域の資源（人・モノ・金・情報など）をより効果的に活用し、きめ細かな公共サービスが提供できます。
- 協働の担い手となる市民や団体等の育成につながり、協働の基盤の確立を図ることができます。
- 行政施策や事業の見直しにつながり、行財政の効率化を図ることができます。
- 柔軟性、専門性といった行政とは異なる特性を有する市民活動団体等と協働することにより、職員の意識改革や資質向上につながります。

（3）市民活動団体等、行政にとっての効果

- さまざまな運動・活動において、効率の良い連携体制（連携・協力など）が確立できます。
- 市政やまちづくりへの関心が高まり、市民活動や地域活動に参加・参画する機会が増えることで、まちづくりに対する市民意識の向上や能力の発揮を通じた住民主体のまちづくりが実現します。

1 協働のまちづくりの歩み

地域力の向上を図るため、平成13年度から平成22年度までの10年間、小浜市の全ての地区で「いきいきまちづくりプラン推進事業」等を実施してきました。

本事業により、市民一人ひとりが、自ら考え参加して、地域の特色を活かしたまちづくりが進み、各地区住民が主体的に地域づくりを進めていく体制が定着し、地域力が向上しました。

平成21年3月に取りまとめられた「食のまちづくり外部評価」においても、「『自分たちのまちは自分たちでつくる』という気運を醸成させ、単に地域の維持だけでなく、伝統行事のPR活動や新たな環境活動の創出など、多彩なまちづくり活動を育み、市民が以前にもましてまちづくりに関わる風土を形成した」と高い評価を受けました。

めざす将来像を『「夢、無限大」感動おばま』と掲げた第5次小浜市総合計画のスタートに合わせ、平成23年度から、新たに地域の夢づくり活動を支援し、より多くの市民や各種団体の参画を促すとともに、さらなる協働へのステップアップを図るため、「夢づくりコミュニティ支援事業」に取り組んでいます。

ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展と交流の促進を図るため、平成16年度に小浜市ボランティア・市民活動交流センターを設置しました。

NPO法人「WACおばま」を中心に、ボランティア登録団体連絡会を組織し、相互交流を拡大する事業や市民活動を行う個人および団体を支援する事業等を行っています。

また、平成21年度から、市民活動団体等が自ら企画・実践する活動を支援する「いここ小浜づくり活動支援事業」を実施し、市民が主体となった個性的・魅力的な人づくり、まちづくりに取り組んでいます。

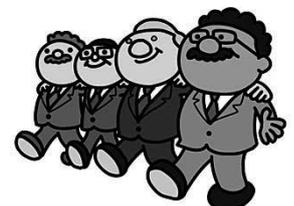
さらに、平成23年度には、インターネット上に市民の地域活動への参加促進や市民活動団体等を支援するための地域情報サイト、小浜版地域SNS（愛称「OBAMAなう！」）を開設し、市民が主体的に地域づくりに取り組む環境づくりを進めています。

このほか、平成23年度から地縁団体や小中学校の保護者等が行う地域や小中学校などの環境づくりの活動への支援として、原材料などの現物支給を行う「市民活動地域環境づくり事業」や、市民活動団体等への活動支援として、消耗品等の実費を負担する「夢づくり活動支援事業」にも取り組んでいます。

なお、本市においては、地域住民が小学生の通学時の安全確保に協力する「子ども見守り隊」や、ひとり暮らしの高齢者がレクリエーション等を通じて要介護状態にならないよう地域で支える「地域ふれあいサロン」、地域の自主的な防災活動を行う「自主防災組織」など、地域のあたたかいつながりが基盤となる活動が継続して取り組まれています。

■小浜市における協働のまちづくりの主な取組み

平成13年度	「食のまちづくり条例」の制定 （「市・市民・事業者との協働によるまちづくり」を前文に規定） 「新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業」の実施（H13～15） 「いきいきまちづくり委員会」が市内12地区で発足 「地区振興計画」の策定（H13～15）
平成16年度	「御食国いきいきまちづくり活動支援事業」の実施（H16～18） 「ボランティア・市民活動交流センター」の設置
平成18年度	「市民提案型まちづくり事業」の実施（H18～20）
平成19年度	「いきいきまちづくりプラン推進事業」の実施（H19～22）
平成21年度	「いいとこ小浜づくり活動支援事業」の実施（H21～）
平成22年度	第5次小浜市総合計画の策定 地域力を結集した協働のまちづくりがスタート（H23～32）
平成23年度	「小浜市協働のまちづくり市民会議」の設置 「小浜市協働のまちづくり基本指針」の策定 「夢づくりコミュニティ支援事業」の実施（H23～） 「市民活動地域環境づくり事業」の実施（H23～） 「夢づくり活動支援事業」の実施（H23～） 小浜版地域SNS（愛称「OBAMAなう！」）の開設



2 協働のまちづくり推進に向けての課題

地域のまちづくりを進めていくためには、より多くの市民や団体がまちづくり活動に参画する必要があります。

活動されている方々の後継者不足や固定化傾向が課題になっていますが、これからは、多くの市民がまちづくりに活動できる環境を整えていかなければなりません。

また、地域によって組織形態等が異なっていますが、地域の特性を活かした取組みを深めていくことも大切です。

ボランティア・市民活動交流センターでは、ボランティアの拠点としての役割や規模が現状維持・縮小傾向にあり、センターのあり方や運営が課題になっています。

中間支援組織のような市民と行政のコーディネートができる組織体制の充実が必要と考えられます。

今後、市民が主体となった個性的・魅力的なまちづくりを進めるうえで協働は不可欠です。そのためには、市民活動団体等のネットワークの強化と組織の拡大を図るための支援や継続した活動が可能な環境整備が必要であり、さらに、よりよい事業にするための成果の検証も重要です。



ポイント

さあ、小浜市オーケストラの始まりです！

協働のまちづくりは、みんなで美しい音楽を奏でるオーケストラに似ています。市民の皆さんも行政も、「小浜市オーケストラの一員」です。

奏者には、いろいろな役割があります。華やかな金管楽器を演奏する人、リズムカルな打楽器を演奏する人、優しく力強い木管楽器を演奏する人など…

一人ひとりがそれぞれの特性を最大限に発揮し、互いに信頼しあい、協力して責任を果たすことによって、美しいハーモニーが生まれ、素敵な音楽を奏でることができます。

また、楽しく演奏しているところに聴衆も入り、ステージを一体感のあるものにし、感動を共に分かち合うことが、まさに協働のまちづくりです。

市民の皆さん一人ひとりが主役です。みんなが奏でるハーモニーで、そして、一体感により小浜市を素敵な音色で包みましょう。



1 協働の原則（ルール）

協働を推進するために、市民活動団体等と行政が互いに守らなければならない原則を以下のとおり定めます。

（1）対等の原則

市民活動団体等と行政は、共通の地域課題を解決するため、それぞれが上下関係でなく、対等の関係を保つ必要があります。

（2）自主・自立の原則

市民活動団体等と行政は、それぞれが自己決定、自己責任のもとで活動する組織であることを踏まえ、その自主性を妨げないようにするとともに、どちらかに依存することなく、お互いに自立した関係を保つ必要があります。

（3）相互理解の原則

市民活動団体等と行政は、お互いの立場や特性の違いを十分理解したうえで、それぞれの果たすべき役割や責任分担等を明確にし、より良い協働関係を構築する必要があります。

（4）目的共有の原則

市民活動団体等と行政は、何のために協働するのかという目的を共有し、それぞれの活動目標を定め、その達成に努める必要があります。

（5）補完の原則

市民活動団体等と行政は、それぞれが単独で事業を行うよりも協働で行うことで、より効果的な事業実施が可能となることから、それぞれの長所を活かし、足りない部分を補いながら事業に取り組む必要があります。

（6）評価の原則

市民活動団体等と行政は、お互いに理解し、効果的な協働を推進するために、協働で行った事業の評価を行う必要があります。

（7）公開の原則

市民活動団体等と行政は、お互いが持つ情報などを積極的に公開し、透明性が高く、開かれた組織をつくる必要があります。併せて、協働に関する情報を広く市民に公開していく必要があります。

2 協働の範囲

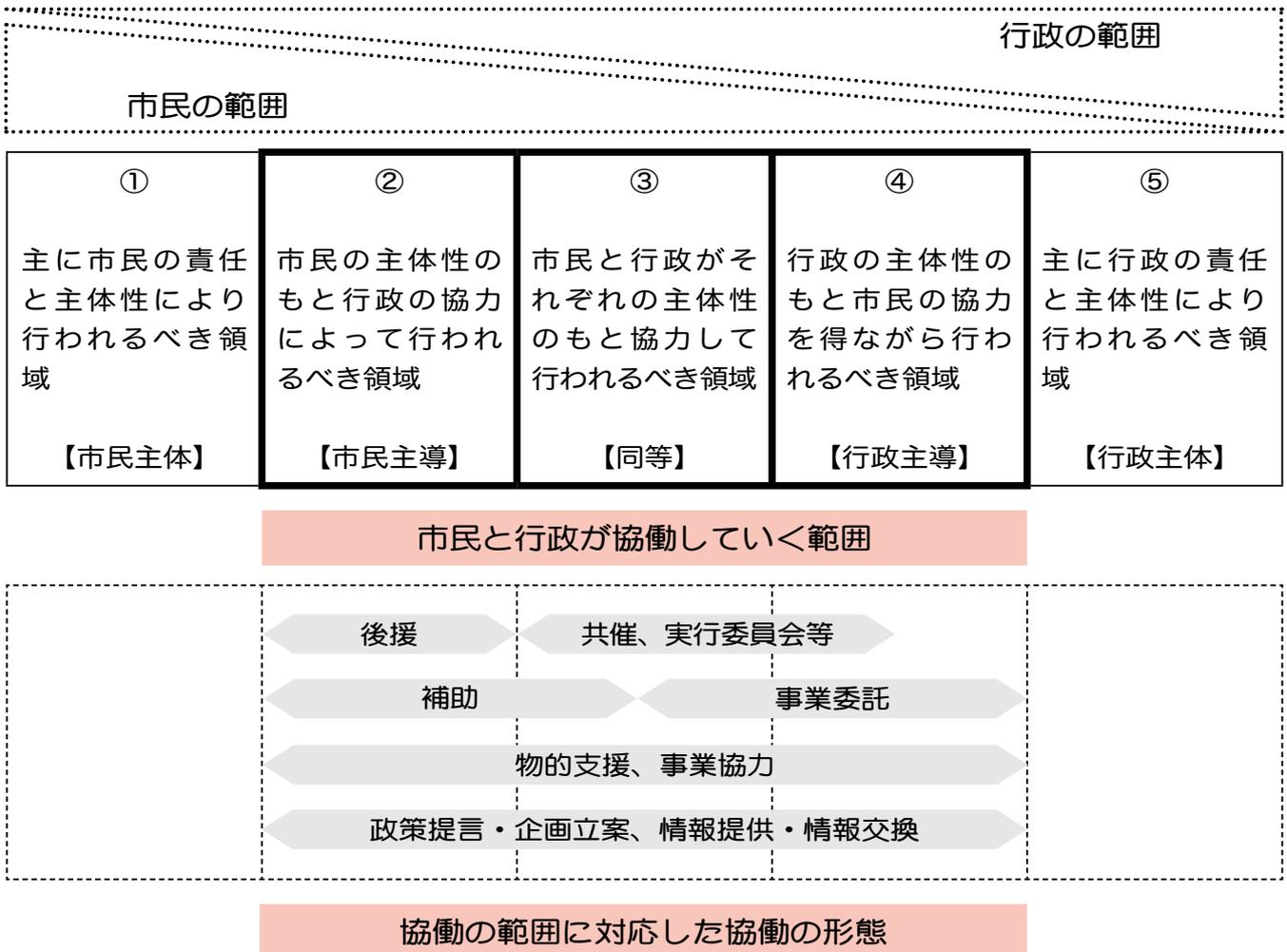
市民と行政との関わり方は、以下の図のとおりさまざまなケースが想定されます。

市民主体 (①) から行政主体 (⑤) まで5つの範囲が考えられ、このうち、協働の範囲は、市民主導 (②)、同等 (③)、行政主導 (④) の3つを基本とします。

協働では、パートナー同士がお互いの役割や関わり方等を整理し、合意のもとに取り組むことが大切です。

■ 協働の範囲と協働の形態関係図

出典：山岡義典氏「時代が動くとき—社会の変革とNPOの可能性」—ぎょうせいを一部加工



協働の範囲の見直し

行政は、今後、市民・団体・事業者との協働の範囲を拡大する方向で進める必要があります。

行政がこれまで取り組んできた事業について、市が責任と主体性により行った方が良い事業なのか、協働で行った方が良い事業なのか、市民が責任と主体性により行った方が良い事業なのかを、常に見直していくことが大切です。

3 協働の形態

協働事業には、さまざまな形態があり、それぞれの事業目的等に応じて、適切な形態を検討する必要があります。

各協働形態の内容、効果、留意点を整理すると、概ね次のようになります。

■協働の形態一覧

	内容	効果	留意点
事業委託	行政が主体的に行う領域において、市民活動団体等の特性を活かすことで、より効果的な実施が可能であると認められる場合に、市民活動団体等に事業の実施を委託する。	市民活動団体等の有する専門性、先駆性、柔軟性などの特性が発揮され、行政と比較し、より創造的、先駆的な取り組みやきめ細かで多様なサービスが提供できる。	単なる行政の下請けにせず、対等なパートナーシップで事業を行う。また、必要に応じて協定書等を作成する。
補助	市民活動団体等が主体的に行う領域において、公益上必要であると認められる場合に、行政が財政的支援を行う。	行政が取り組みにくい事業を支援することで、事業効果が高まり、多様なサービスが期待できる。	補助をする、補助を受けるという立場の違いから、市民活動団体等と行政との対等性が失われないように注意する。また、事業完了後は、対象事業の評価を行い、公益性や事業の費用対効果などを確認する。
物的支援	公益性の高い活動を行う市民活動団体等に対し、空き施設を提供したり、活動に必要な物品や用具等を支援する。	行政の手の届かない分野に対して、市民協働団体等が労力を提供することにより、迅速できめ細かなサービスが可能となる。	行政からの押しつけにならないよう配慮する。

	内容	効果	留意点
実行委員会等	市民活動団体等や行政など、その事業実施の責任を担うものが新たな主催団体を組織し、事業の企画・立案・運営などを行う。	企画段階からの協働が可能であり、相互の理解や信頼関係が深まり、円滑な推進体制が構築される。また、市民活動団体等の豊かな発想とネットワークが活かされ、広く市民参加が呼びかけられる。	集団的意思決定の中で、責任の所在が曖昧になりやすいので、十分に協議し、役割分担や経費負担などを明確にしておく。
共催	市民活動団体等と行政が共に主催者となって事業を行う。	企画段階からの協働が可能となり、相互の理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。	お互いが対等な立場で役割分担を行い、協定書等で相互の責任の範囲や経費分担を明確にする。
事業協力	市民活動団体等と行政が協力して、一定期間、継続的に事業を実施する。	市民活動団体等と行政のお互いの特性が活かされ、より効果の高い事業を行うことが可能となる。また、市民活動団体等と行政との継続的な協力関係が構築できる。	十分協議を行ったうえで、目的、役割・責任分担、経費負担、有効期間などについて、協定書等を締結する。
後援	市民活動団体等が行う事業に対して、行政が名義後援など、財政的支援以外の支援を行う。	行政が後援することにより、その事業の社会的信用や認知度が高まり、市民の理解と参加・参画が促進されやすくなる。	事業の公益性、社会的有用性に基づき後援することとし、あらかじめ、承認・不承認の基準を定めておく。
政策提言 企画立案	市民活動団体等と行政が、政策立案や事業企画を行うにあたって、お互いの提言や意見などを取り入れる。	経験に基づく地域の課題や市民のニーズを的確に把握でき、創造的で先駆的な施策形成につなげることが可能となる。	提言・提案等については真摯に受け止め、その内容については十分に協議・検討する。
情報提供 情報交換	市民活動団体等と行政が、それぞれ持っている情報の公開や提供、意見交換などを通じて、情報を交換する。また、同じ思いの市民活動団体同士の情報交換を行政が支援する。	行政では把握できない地域の実状や課題を把握することが可能であるとともに、市民活動団体等の活動の幅が広がる。	情報の取扱いに注意するとともに、一方的な情報提供、情報収集にならないように努める。

4

協働の担い手（パートナー）

協働のまちづくりを進めていくためには、それぞれの担い手が積極的にまちづくりに参加・参画し、それぞれ特性を発揮していくことが大切です。

また、事業を協働して実施するには、事業を継続する「力」が求められます。

協働の担い手をおおまかに分類すると、次のように分けることができます。

（1）市民

協働のまちづくりは、市民の力や思いを集めて取り組むものであり、市民の力が欠かせません。「自分たちのまち自分たちでつくる」という考えのもと、市民一人ひとりの知識や能力、経験をまちづくりに活かすことで、まちづくりの輪が広がっていきます。

（2）行政区、まちづくり委員会などの地縁型の組織

市民に一番身近な行政区、まちづくり委員会などは、個人の生活の基本となる場所を基盤としているため、重要な役割を担っています。

地域等の課題や目的を共有しながら活動することで、地域または市全体の活性化につながっていきます。

（3）市民活動団体などの目的型の組織

これまで団体が培ってきた経験や専門的知識、情報などを活かすことで、よりよいまちづくりを実現することができます。

また、協働を通じて得た経験やつながりを自分たちの活動に取り入れることによって成長し、組織を拡大することができます。

（4）その他の団体組織

上記の他にも、社団法人、社会福祉法人、学校法人など公益活動を行っている団体は数多くあります。

それぞれが持つ独自の専門性やノウハウを活かすことにより、よりよいまちづくりを実現することができます。

（5）事業者

事業者の持っているノウハウを地域課題の解決に活用できる仕組みづくりが重要です。

地域課題を解決する協働事業を通してイメージアップが図られるとともに、地域との間に良好かつ充実した関係を築くことができます。



ポイント

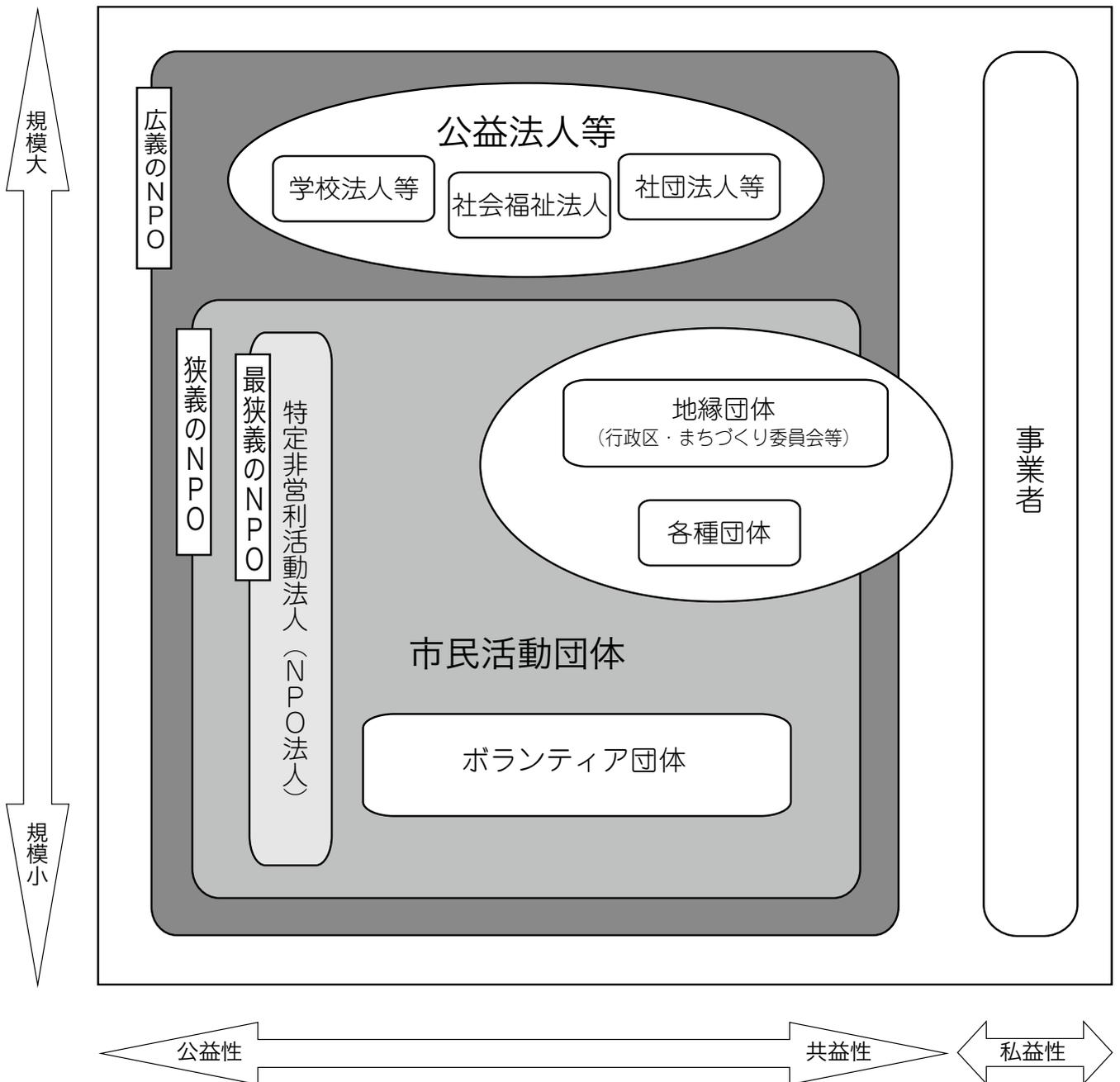
「パートナーシップ」と「協働」

「パートナーシップ」は、対等、自立、責任、信頼という関係です。

「協働」は、行動に比重が移った表現であるのに比べ、パートナーシップは、関係に重点を置いた表現です。



■協働の担い手（パートナー）図



協働の担い手（パートナー）って、
こんなにたくさんあるんだね

■協働の担い手団体区分

団体区分	主な団体等
特定非営利活動法人（NPO法人）	NPOのうち法律により法人格を有している団体 （例）WACおばま
NPO	広義では非営利団体 狭義では、非営利で社会貢献活動を行う市民活動団体 最狭義では、特定非営利活動法人（NPO法人）
ボランティア団体	自主的・自発的に社会に貢献する活動を行う団体 （例）ボランティア・市民活動交流センター登録団体、社会福祉協議会登録団体
市民活動団体	営利を目的としない、自主的な公益活動を行うことを目的とする団体 （例）NPO法人、ボランティア団体、行政区、まちづくり委員会、各種団体
地縁団体	一定の地域内で総合的な視点で自治活動している団体 （例）行政区、まちづくり委員会、区長会、自主防災組織
各種団体	一定の地域内で特定の目的のために活動している団体 （例）老人クラブ、PTA、婦人会、青壮年会、子ども会、体育協会、観光協会、文化協会
社団法人等	一定の目的で構成員が結合した団体のうち、法律により法人格が認められた法人 （例）青年会議所、シルバー人材センター、建設業会、商工会議所
社会福祉法人	社会福祉法で定義される法人（例）社会福祉協議会
学校法人等	私立学校法の定めるところにより設立される法人（例）各種学校 一般地方独立行政法人で大学の設置、管理を行う法人（例）福井県立大学
事業者	民間企業





NPOに対する疑問

Q 1 NPOって、なに？

A 1 NPOは、「Non Profit Organization」の頭文字を取った略称で、日本語に訳すと「民間非営利組織」となります。法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など、一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体のことを指し、一般的に、市民活動団体やボランティア団体、NPO法人を含めた総称として用いられています。

Q 2 NPOとNPO法人はどう違うの？

A 2 NPOのうち法律により法人格を有している団体を「NPO法人（特定非営利活動法人）」といいます。法人格を持つNPOは、一般的なNPOよりも団体として信用を得やすく、契約の主体になれるメリットがあります。平成24年3月現在、小浜市では、7団体が法人格を取得しており、さまざまな分野で活躍しています。

Q 3 NPOとボランティアの違いは？

A 3 どちらも自らの意思で社会に貢献しようとするのは同じですが、ボランティアとは、本来、自主的・自発的に社会に貢献する活動を行う「個人」のことを示すのに対して、NPOは組織的にひとつの目的を達成するために活動を行う「団体」であるといえます。

Q 4 NPO「非営利」＝「無償」？

A 4 NPOの非営利の意味を「無償」と考えている人もいますが、「非営利」とは、利益を上げてはいけないのではなく、利益を構成員で分配してはならないことであり、利益は次の非営利活動の原資とします。NPOは無償で事業活動を行うのではなく、サービスの提供に対する適正な対価を得ます。

5 協働事業の進め方（プロセス）

協働事業の進め方は、それぞれ事業内容により、柔軟な工夫が必要ですが、基本的には次の手順で、進めていきます。

ステップ1

◆協働事業の検討

- ①市民ニーズの高い事業であるか。
- ②協働に適した事業であるか。
- ③協働で行う効果が期待できるか。
- ④市民活動団体等の有する専門性、先駆性、柔軟性などの特性が発揮されるか。

ステップ2

◆協働形態の選択

- ①事業委託、補助、物的支援、実行委員会等、共催、事業協力、後援、政策提言・企画立案、情報提供・情報交換から、その事業に適切な方法を選択する（複数選択も可）。

ステップ3

◆協働相手の選定

- ①協働相手の選考基準（活動実績、事業遂行能力、組織の運営の健全性・透明性、事務局体制など）を明確化し、選定する。

ステップ4

◆協働事業の実施

- ①協定・契約等を締結し、役割分担や責任などを明確化する。
- ②事業の実施に関する情報や進捗状況を共有する。

ステップ5

◆協働事業の評価

- ①予め作成した評価基準・方法（事業目的の達成度、事業の適正さ、事業効果、事業の効率性、市民活動団体等の特性の発揮の有無、協働方法の適切さなど）に基づき、行政と市民活動団体等のそれぞれが評価を行う。
- ②それぞれの評価結果に基づき、意見交換等を行い、事業成果や課題を共有し、事業の改善に活かしていく。
- ③協働事業の評価について、ホームページなどを活用し、広く市民に公開していく。

1 協働の推進方策

これまで述べてきたように、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などにより、地域住民の主体的なまちづくりへの期待が高まる中、県内外の地方自治体においては、それぞれ地域の特色を活かした協働のまちづくりが進められています。

本市の協働のまちづくりを進めていくうえでのキーワードの一つに「地域力」や「結集」があり、本市においては、平成13年度から各地区で取り組まれてきた「いきいきまちづくりプラン推進事業」等で醸成された「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運や理念が定着しています。

また、「子ども見守り隊」や「地域ふれあいサロン」、「自主防災組織」など、地域のあたたかいつながりが基盤となる活動が継続して取り組まれています。

このほか、福祉、文化、観光、環境などのさまざまな分野で、目的型の市民活動団体等による活動が行われています。

今後、総合的に協働のまちづくりを展開していくにあたっては、とりわけ、本市においては、これまで「いきいきまちづくりプラン推進事業」などの地域活動を通じて培われた、地区単位の地域コミュニティを基本に進めていくことが、本市の特色を活かした協働のまちづくりにつながっていくものと考え、今後もその方法を活かしていきます。

そのうえで、これまでの地区での取組みに、地域の多様な担い手の参画をよりいっそう促すとともに、専門性を有する目的型の市民活動団体等と連携し取り組むことで、地域の夢づくりの実現と効果的、効率的な地域課題の解決等が期待されます。

具体的には、次ページ以降に掲げる「意識改革と人材育成」、「推進体制の整備・充実」、「情報提供・情報共有」、「協働を推進するための環境づくり」、「協働事業の評価と基本指針の見直し」の5つの推進方策により取り組んでいきます。

なお、その実践にあたっては、現在、取り組まれているさまざまな活動の範囲を拡充するとともに、「市民参加・参画」から「協働」へとステップアップを図り、さらには、脈々と受け継がれてきた自然・歴史・文化などの地域資源を活用し、「オール小浜」体制による協働のまちづくりを進めていきます。



(1) 意識改革と人材育成

市民活動団体等の取組み

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の醸成をさらに進めるため、暮らしているまちをどうしたらもっと住みやすくなるのか、それに向かって自分たちは何ができるのか行政といっしょに考えます。

また、市民一人ひとりの力がまちを動かしていくことを意識し、積極的にまちづくり活動に参画、協力します。併せて、持続可能となる組織の強化や財政基盤の確立に努めます。

- 「人材」の発掘、育成につなげるための若者を含めた市民の参加・参画を促す活動の実施
- 協働を推進するためのコーディネーターの設置
- 持続可能となる組織の強化や財政基盤の確立



行政の取組み

協働のまちづくりを担う人材の発掘や育成を図るため、市民活動団体等との交流や共通課題の解決に向けた研修などを行います。

また、市民、職員への協働の意識啓発を図るため、市民への協働のまちづくりの周知および職員を対象とした研修会を開催します。

さらには、職員の地域活動やボランティア活動に対する意識を高め、市民とのパートナーシップを築きます。

- 基本指針周知のための地区別説明会、出前講座の開催
- まちづくりリーダーを育成するための年齢別、テーマ別研修会の実施
- 市民活動や協働をPRするためのイベント、市民フォーラムの開催
- 市民活動や協働に関する職員研修会および職員の地域活動やボランティア活動の推進



(2) 推進体制の整備・充実

行政の取組み

協働の具体的施策を進めるため、市民活動団体等が協働事業を行うための相談・窓口機能を強化するとともに、関係部局との連携を図ります。

また、地域との密接な連携を深めていくため、地域との連絡・調整など、行政と地域をつなぐ制度を構築します。

- 協働に関する総合窓口の充実
- 市民協働を推進するための庁内連絡会議の開催
- 行政と地域をつなぐ連絡・調整機能の整備

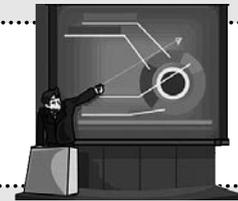


(3) 情報提供・情報共有

市民活動団体等の取組み

協働の担い手として、積極的に活動目的や内容、団体に関する情報を発信するとともに、得た情報を有効に活用します。また、市民活動団体等の相互の連携を図るため、情報や意見の交換の場を設定します。

- 市民活動団体等のホームページや情報誌の充実
- 各地区まちづくり委員会や市民活動団体の代表者による意見交換会や市民ワークショップの開催

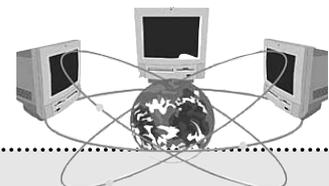


行政の取組み

市民活動団体等と行政がそれぞれに持っているまちづくりや協働に関する情報を提供、共有するため、市政広報、市公式ホームページなどのさまざまな広報媒体を活用し、適切に公開される仕組みを整備します。

また、市民活動団体同士の情報交換、連携強化を支援するために、意見交換会の開催や小浜版地域SNS（愛称「OBAMA なう！」）の充実に努めます。

- 市政広報、市公式ホームページ、ツイッター、ケーブルテレビなどを活用した協働に関する情報の提供
- 小浜版地域SNS（愛称「OBAMA なう！」）を活用した協働に関する情報の共有



(4) 協働を推進するための環境づくり

■協働のネットワークづくり

市民活動団体等の取組み

市民活動の基盤を強化し、主体的に公益活動やまちづくり活動に取り組み、成熟した市民活動団体等は、専門性を活かし市の業務の一部を担います。

中核的な担い手となる市民活動団体等は、積極的に公共的なサービスの提案および事業主体になる団体の育成を行い、地域の活性化に努めます。

- 市民提案型事業への参画
- 中核的な担い手となる市民活動団体等の中間支援組織化



行政の取組み

主体的な公益活動やまちづくり活動を総合的に推進するため、市民活動団体等の立上げの支援に努めます。

また、市民活動団体等の活動促進を図るため、NPO法人および組織として成熟した市民活動団体等に対し、高い効果が期待できると判断される事業の委託を推進します。

さらに、市民活動団体等が安心して活動に取り組むことができる仕組みづくりや継続した活動が可能となるよう財政的支援を行います。

- 市民活動団体等の実態把握
- 市民活動団体等との交流・意見交換の場の設定
- ボランティア・市民活動交流センターの充実
- 市民活動助成制度の充実
- 市民提案型事業の推進
- アダプト制度（里親制度）の創設
- 市民活動補償制度（ボランティア保険）の創設



■地域協働型まちづくりの推進

市民活動団体等の取組み

区長会、老人クラブ、婦人会、青壮年会、子ども会など、さまざまな団体等で構成される地縁型の組織は、地域における課題の解決などに向けて主体的に行動します。

また、専門的なアドバイスやノウハウの習得が必要なときは、行政のほか、より暮らしの現場に近く、専門性を持って活動する目的型の市民活動団体等と協力して取り組みます。

- 地域コミュニティの多様な担い手とのさらなる連携
- 行政や目的型の市民活動団体等との協力
- 新たな活動を通じたコミュニティビジネスの創出



行政の取組み

地域ごとの特性や地域住民の意向を尊重しながら、地域の夢づくりや地域課題の解決等を促進するため、必要な支援を行います。

また、地域の夢づくりや地域課題の解決等を図るために必要な人材、情報、ネットワーク、財源等の地域資源を地域社会で確保する仕組みづくりの検討を行います。

さらに、協働のまちづくりを進めるうえで、今後のまちづくりにふさわしい地域拠点のあり方を調査、研究します。

- 地域の夢づくりや地域課題の解決等を促進するための支援策の調査、研究
- 人材、情報、ネットワーク、財源等の地域資源を地域社会で確保する仕組みづくりの検討
- 協働のまちづくりにふさわしい地域拠点のあり方の調査、研究



(5) 協働事業の評価と基本指針の見直し

行政の取組み

今後、協働のまちづくり市民会議において、協働事業の検証、評価および改善等に努めるとともに、市民の協働に対する理解や実践の進捗を見極めながら、基本指針の見直しを行います。

- 協働施策、事業の成果の検証
- 基本指針の見直し





協働のまちづくり市民会議ってなに？

地域力を結集した協働のまちづくりを推進するにあたり、市民・団体・事業者・行政の協働のあり方や進め方などの調査、検討を行う組織。また、協働のまちづくりを進めるための施策を検討し、今後、進捗状況の検証、評価および改善等を行っていきます。



2 協働推進のイメージ図

